

沖ト協発第 87 号  
令和 2 年 9 月 17 日

貨物運送事業者 各位

公益社団法人沖縄県トラック協会長  
( 公 印 省 略 )

## 一般貨物自動車運送事業に係る標準的な運賃の届出書（国交省作成）について

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は、当協会の業務運営に格別なるご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、令和 2 年 5 月 28 日付沖ト協発第 30 号でご案内いたしました、貨物自動車運送事業法改正に伴う「一般貨物自動車運送事業に係る標準的な運賃」につきまして国土交通省作成の届出書が示されましたのでご案内申し上げます。

なお、5 月 28 日付でご送付いたしました沖ト協作成の様式で、届出をされた事業者様につきましては、再届出をする必要はございません。

また、今後届出される事業者様につきましても、5 月 28 日付でご送付いたしました様式、国土交通省作成の様式のいずれでも届出は可能となっております。国土交通省作成の様式については当協会及び沖縄総合事務局ホームページに掲載しておりますので、ご参照下さいますようお願い申し上げます。

沖縄県トラック協会ホームページ URL：<http://okitora.or.jp/>

沖縄総合事務局ホームページ URL：<http://www.ogb.go.jp/unyu/kakusyu/010193>

※今回の運賃の届出は、標準的な運賃へ変更される事業者のみ必要となります。

料金の届出書提出先： 沖縄総合事務局陸運事務所 2 階 輸送部門

浦添市港川 5 1 2 - 4 0 9 8 - 8 7 7 - 5 1 4 0

<届出様式に対する問合せ先>

公益社団法人沖縄県トラック協会 適正化事業課 0 9 8 - 8 6 3 - 0 2 8 0

<届出に対する問合せ先>

内閣府沖縄総合事務局 運輸部陸上交通課 0 9 8 - 8 6 6 - 1 8 3 6